

レームノス、イムブロス、スキュロス植民

——「クテーマタ型植民」の検討——

前野 弘志

はじめに

アテーナイが建設した植民市群は、従来一般的に、植民者の市民権を基準とする、いわゆるクレールーキア概念に従って、アポイキアとクレールーキアの二つのカテゴリーに大別されてきた。ところが、このクレールーキア概念自体は、一九世紀古典的帝国主義時代を生きた学者たちによって構築された、いわば人口的な概念装置であり、古代アテーナイ人たち自身の認識法ではなかった。それゆえ、必ずしも、歴史的実態にそぐわない点もいくつかあった。⁽¹⁾

それでは、古代アテーナイ人たち自身は、彼等が自らの手で建設し、命がけで守り抜こうとした植民市群を、どのように体系的に認識、分類していたのであるうか。彼等が彼等の植民市群をアポイキア、クレールーキアと呼ばれる二つのカ

テゴリーに分類していたことは、アポイキア、クレールーキアという二つの語が同時に刻まれた碑文 (IG. I² 237) ⁽²⁾ の存在によって示唆されるが、これら二つの言葉は、具体的にどの植民市を指し、両者の区別の基準はどこにあったのであるうか。この問題にアプローチするためのもっとも客観的な方法は、複数の植民市が始めからひとまとめに記述されている史料を収集、分類することである。それによると、明瞭に二つのグループが浮かび上がってくる。

- レームノス、イムブロス⁽²⁾
- レームノス、イムブロス、ヘステイアイア、アイギーナ⁽³⁾
- レームノス、イムブロス、スキュロス⁽⁴⁾
- レームノス、イムブロス、スキュロス、サモス⁽⁵⁾
- レームノス、イムブロス、スキュロス、サラミース⁽⁶⁾

ケルソネーソス、ナクソス、エウボイア⁽⁷⁾
ケルソネーソス、ナクソス、アンドロス、ブレア、トユリ⁽⁸⁾
オイ⁽⁹⁾
ナクソス、エウボイア⁽⁹⁾
カルキス、エレトリア、ヘステイアイア⁽¹⁰⁾
カルキス、エレトリア、カリヌストス、アンドロス⁽¹¹⁾

このように、古代アテーナイ人たちは自身は、明らかに、彼等の植民市群を何らかの基準に従って、上記のレームノス、イムプロス、スキュロスを中心とするグループと、ケルソネーソス、ナクソス、エウボイアを中心とするグループ、の二つに分類していた。ここでは便宜的に、前者をカテゴリーA、後者をカテゴリーBとする。

では、その基準とは何か。史料中、カテゴリーAを構成する植民市は、しばしば「クテーマタ」と表記され、それと対称的に、カテゴリーBを構成する植民市は「エンクテーマタ」及び「アポイキア」と表記される。とすると、二つのカテゴリーの分類基準は、「クテーマタ」であるか「エンクテーマタ」であるか、即ち、植民市の領土がアテーナイというポリス領域の内に存在するか、それとも、外に存在するか、という点にあったのではないだろうか。この基準に従うと、仮説として、以下のような図式的な対比が可能となる。

カテゴリーA…地理的にはアッティカの外に位置しながらも、観念的にも法的にも、アテーナイのポリス領域の内に存

在するアテーナイの領土。「土地」という側面から言えば、アテーナイ固有の土地財産であるため「クテーマタ」と呼ばれ、一方、その領土に住む「人」という側面から言うと、アテーナイのポリス領域の内に土地を所有する者たちから構成される集団であるため「クレールキア」と呼ばれる⁽¹²⁾

カテゴリーB…地理的にもアッティカの外に存在し、観念的にも法的にも、アテーナイのポリス領域の外に存在する、言い替えると、他のポリスの領域の内に割り込んで存在するアテーナイの領土。「土地」という側面から言えば、他のポリス領域内にある土地財産であるため「エンクテーマタ」と呼ばれ、一方、「人」という側面から言うと、アテーナイのポリス領域から離れて住む人々から構成される集団であるため「アポイキア」と呼ばれる。

アテーナイが建設した植民市群を実態に即して、体系的に理解するためには、従来のように、植民者の市民権を基準にする方法論よりも、むしろ、古代アテーナイ人たちが自身の領域観念を基準にする方法論の方が、より優れているのではないであろうか。⁽¹³⁾

小稿の目的は、この仮説をより強固なものにするための作業プロセスとして、まず、カテゴリーA、特に、その典型例と考えられる、レームノス、イムプロス、スキュロスの分析に限定して、その特徴をもう一度より詳しく描き出すこと、それと同時に、カテゴリーBとの比較検討の材料を準備することにある。ポイントは、「1」植民市の基本的性格を決定

したのであろう植民の経緯、「2」従来から決定的な分類基準とされてきた市民権、「3」それに替えて、新たな分類基準と見做される領域観念、以上の三点である。小稿は、作業プロセスの一部という性格を持つため、完結的な結論を出すことを意図してゐない。ここでの結論は、カテゴリーBとの比較検討の材料として意味を持つてくるものである。

- 註1) 前野弘志、「クレールーキア概念」『西洋史学報』、一六号、一九九〇年、一〜二四頁、参照。以下（拙稿Ⅰ）と略す。
- (2) Hdt. V. 26; Thuk. III. 5. 1; IV. 28; V. 8. 2; usw.
- (3) Thuk. VII. 57. 2.
- (4) Xen. Hell. V. 1. 31; IV. 8. 15; Aisch. II. 72; usw.
- (5) Aristot. 'Aθ. pol. 62. 2.
- (6) IG. II² 1672.
- (7) Andok. III. 9; Aisch. II. 175; Diod. XI. 88. 3.
- (8) Plut. Per. XI. 5.
- (9) Paus. I. 27. 5.
- (10) Strabo. X. 1. 2-3; Plut. Per. 23. 2.
- (11) Thuk. VII. 57. 2.
- (12) 小稿では、クレールーキア、アポイキアという語を、市民権を基準とした従来の意味と、古代アテーナイ人たちが自身が用いていたであろうと仮定した、領域観念を基準とした新たな意味において用いるが、両者の混乱を避けるために、便宜的に、前者の意味においては、括弧なしの、クレールーキア、アポイキアと表記し、後者の意味においては、括弧付

きの、「クレールーキア」、「アポイキア」と表記することとする。

- (13) 前野弘志、「[ΤΑΙΣ ΑΠΟΙΚΙΑΣ ΚΑΙ ΚΡΕΟΝΙΑΣ] — クレールーキア概念の再検討」『碑文史料』IG. I³ 237の解釈をめぐって、「史学研究」、一九九一年、三四〜五四頁、参照。以下（拙稿Ⅱ）と略す。

- (14) 小稿では、レームノス、イムブロス、スキュロスの歴史を、カテゴリーBとの比較検討の材料を準備するという目的で、前五〇年から前三一八年までに限定して考察するが、三島とアテーナイとの間の植民市・母市関係は、前三一八年以降も継続するが、前三一八年以降の植民市の性格に関する考察は、別の機会に譲る。

第一章 植民の経緯

1. レームノス、イムブロス植民市建設に関する史料
ヘーロドトスによると、レームノス植民の経緯は、以下の通りである。「ケルソネーソスがアテーナイ人の支配するところとなった後、キモーンの子ミルティアデースは、季節風に乗って、ケルソネーソス半島の南岸にあるエライウースから、レームノスに一日で渡り切り、このことによって、誰も実現するとは思わなかった、例の神託をペラスゴイ人たちに思い起こさせ、彼等に島から出ていくよう要求した。ヘーフアイステイアに住む者たちは、これに従ったが、ミュリナに

住む者たちは、ケルソネーソスがアツティカの土地であることを認めず抵抗し、包囲攻撃を受けた後、結局彼等も島を出ていった。こうしてアテーナイ人とミルティアデースはレームノスを所有するようになった」。

デイオドローロス、その他の史料は、ミュリナ人の無抵抗について、より詳しい伝承を、以下のように伝えている。⁴「ペルシアの脅威のために、トユレーノイ人がレームノスを去る時、⁵彼等は、ある神託に従ってそうするのだと言い、島をミルティアデースに譲った。これを行ったのがトユレーノイ人の指導者ヘルモーンであったので、このような厚意はそれ以来、ヘルモーンの厚意と呼ばれるようになった」。

2. スキュロス植民市建設に関する史料

トウーキューディデースは、「エーイオーン占領の後に、その島に住むドロペス人を奴隷に売り、アテーナイ人が植民じた」⁶と簡単に伝えるのみであるが、デイオドロースは「キモーンが島に住んでいたドロペス人とペラスゴイ人を包囲攻撃して島を奪い、アテーナイ人の植民市創設者を立てて、その土地をクジで分配した」⁷と補足している。

一方、プルータルコス⁸は、全く異なったモチーフを伝える。「ドロペス人は、農耕者としては不適応であったため、昔から近辺の海を荒らして、生活の糧を得ていたが、この時期には、とうとう島の港に入ってきた商船までも略奪するようになった。商品を略奪され、投獄された商人は、そこから

逃げ出して、アムフィクティオニア会議にこのポリスを告訴した。ドロペス人が多額の賠償をすることを望まなかったで、会議は、略奪品を保持している者に、それを引き渡すよう要求した。ドロペス人は恐れ、彼等に略奪品を引き渡すくらいなら、島を捨てて逃げ出した方がましだと考え、キモーンに書簡を送り、ポリスを彼に譲るから、彼等にポリスが占領される前に、軍船を率いてポリスを占領しに来るよう要請した。キモーンはこのようにして島を受け取って、ドロペス人を追放しエーゲ海を自由にした」。

3. 植民市建設の経緯の特徴

以上の史料を読み比べ、今までに知られていることを加味すると、次の様な、三植民市に共通する植民の経緯の特徴が浮かび上がる。植民の場所は、島であり、島全体が植民市となった。植民の指導者は、レームノス、イムプロスの場合ミルティアデースであり、スキュロスの場合キモーンであったが、両者は親子であり、当時ケルソネーソスに領地を持つ、アテーナイの名門貴族フィライダイ家の者であった。植民の契機は、侵略行為ではあるが、公然とした侵略行為というよりはむしろ、先住民が別の何らかの脅威のために島をすてどこかへ移住しようとしている時、その期に乗じて行われた。先住民は、レームノス、イムプロスの場合、非ギリシア人であるペラスゴイ人であり、スキュロスの場合、原始的なギリシアの少数民族であるドロペス人であったが、彼等は、島か

ら排除され、彼等のポリスは完全に破壊された。植民者は、アテーナイから送られた。植民者の規模に関する史料は、伝えられていない。これらの共通点が、三植民市を同一のカテゴリーに分類させた、本質的な要素であると考えられる。

一方、三植民市の間で、二つの大きな相違点も存在する。地理的な位置が、レームノス、イムプロスの場合トラキアよりであったのに対して、スキュロスの場合アッティカよりであった。植民の時期が、レームノス、イムプロスの場合ヘルシア戦争勃発前、前六世紀末頃から遅くとも前五〇〇年頃まで、恐らく、前五〇五年前後であったのに対して、スキュロスの場合ヘルシア戦争勃発後、恐らく、前四七五年頃であった。この二つの相違点は、三植民市が互いに似た性格を持つているにもかかわらず、スキュロスだけがレームノス、イムプロスとはしばしば異なる運命を辿ることになった主な原因であったと考えられる。

註(1) Hdt. VI. 140; Vgl. VI. 139; Nepos. Miltiades. 1-2

(2) 何故か史料は、イムプロスに関することをほとんど何も伝えていない。ただ分かっている事は、前四九三年に、シルテイアデースがフェニキア艦隊に追跡されてアテーナイへ逃げ返る途中、イムプロス島に避難したことだけであるが (Hdt. VI. 41)。イムプロスもレームノスと同時に占領され、植民された、と一般的には考えられている。

(3) 例の神託については、Vgl. Hdt. VI. 137-140°

(4) Diod. X. 19. 6; Vgl. Sudas, s. v. Ἐπιχώριος Χάρις; Hesychos, s. v. Ἐπιχώριος Χάρις; Zenobius, 3. 85 Charax-Chronic (fr. 18. FrGH. II. n. 103) = FHG. III. 642 = Steph. Byz. s. v. Ἐπαυριάς.

(5) Τροπῆνοι ἂν καὶ Πηλαγοῖ ἢ Homonym ὄνομα (Kleine Pauly, s. v. Tyrhener, 1029)。トウキョーヂョーテニスに於て、ペラスコイ人とはアウレノイ人の一派であったらしく (Thuk. IV. 109. 4)。レームノスの先住民の名称は、トウレノイ人 (Diod. X. 19. 6) ペラスコイ人 (Hdt. VI. 140; V. 26. etc) カリブ人 (Nepos, Miltiades. 2) 等と史料によつて、それぞれに表記される。ペラスコイ人は、ヘローテニスによつて、彼等の住む場所の名に因んで、ヘーフアイステイア人 (Hdt. VI. 140) シェリナ人 (Hdt. VI. 140) レームノス人 (Hdt. V. 27) と呼ばれる。

(6) Thuk. I. 98. 2; Vgl. Nepos, Cim. 2.

(7) Diod. XI. 60. 2.

(8) Plut. Kim. VIII. 3-5. また、スキュロス植民には、テーセウスの遺骨をアテーナイに持ち帰つて半神として祭れといふ神託も係わつてゐたといふ (Plut. Kim. VIII. 5-6; Plut. Thes. 36; Paus. III. 3. 7; Aristid. II. 315; Schol. III. 688. Dind.)。

(9) アテーナイ人が植民する以前、前五一〇年頃、オタネースがレームノス、イムプロスを占領したとき、両島は当時まだペラスコイ人の住む所であった (Hdt. V. 26-7)。ペラスコイ人は、いくつもある外来民族の混合體である (Hdt. VIII.

73)。ペラスゴイ人とアテーナイ人との交渉は古く、ミルティアテースによる植民以前にちかひのける (Vgl. Hdt. I. 57; Hdt. VI. 137; Thuk. IV. 109. 4; Hdt. VI. 137-139; Hdt. IV. 145)。

(10) 全ての先住民が追放されたとする説、例えば、(Ed. Meyer, *Forschung zur alten Geschichte*, I. S. 14; usw.)、全く先住民は追放されなかったとする説、例えば、(G. Busolt/H. Swoboda, *Griechische Staatskunde*, II, München, 1926, S. 1272. Anm. 3; usw.)、両方存在するが、イタリアの発掘隊の調査によると、前五〇〇年頃のペラスゴイ人の痕跡はレームノスにおいて発見されなかつたらしく (A. J. Graham, *Colony and Mother City in Ancient Greece*, Manchester, 1964, 175, note, 4)。第二章、註 (15) 参照。

(11) 植民者がアテーナイから送られた事実は、ミルティアテースが前四八九年にアテーナイの法廷に立った時、彼の弁護人が彼を弁護するために、彼がアテーナイに対して行った功績を並べ立て、その中でマラトンの戦いを勝利に導いたことと共に、レームノスの占領にも言及し、いかにして彼がレームノスを奪い、同時にペラスゴイ人に復讐し、島をアテーナイ人に与えたかということを人々に思い起こさせた (Hdt. VI. 136)、というエピソードからうかがえる。また一般には、植民者の中には、アテーナイから移住して来た者たちの他に、ケルソネーソスから渡って来た者たちもいたと考えられていゝ (Busolt/Swoboda, op. cit., 1273. Anm. 1; M. Wagner, *Zur Geschichte der attischen Kleruchen*, Tübingen, 1914,

Diss. 36; usw.)。

(12) レームノスが遅くとも前五〇〇年頃までに植民されていた「*Λαυία*」 (*‘Abevoia* [τ]ov by *Agav*[o]) の銘の入った「オリュムピアから出土した前五〇〇年頃のものと思われる後期コリンシアのルメット (E. Kunze, *Eine Waffenweihung der Athener in Olympia*, Festschrift, Carl Weickert, 1955, 7-21) と「*ヘーファイステイア*から出土した「クレイステネース改革の一〇部族」とに刻まれた前五〇〇年頃のものと思われる戦死者名簿碑文 (G. 12 948. note.) とから明らかである。レームノス植民の時期をよりこまかく決定するのに手がかりとなるのは、「*トルレーノイ*人が島を捨ててきつかけとなった「*ペルシア*の脅威」 (Diod. X. 19.6) を特定する「*Λαυία*」であるが、ここでは「割愛する。

(13) Wagner, op. cit., 27; usw.

第二章 市民権

1. 植民者の表記法

前五世紀中、文献史料においても碑文史料においても、レームノスの植民者は一般に、「*Λεμνίους*人 (*Λεμνίους*)」あるいはレームノスの二つのポリスごとに分けて「*ヘーファイステイア*人 (*‘Eφαλατιές*)」「*リュリナ*人 (*Μυρτιναί*)」「*イムプロス*の植民者は「*イムプロス*人 (*‘Ιμψροι*)」と表記されていた。ただし、この時期のスキュロス植民者に言及する史料

は、なぜか皆無である。

ところが、前四世紀以降、植民者の表記法に大きな変化が見られる。三植民市の住民は、もはや、「レームノス人」や「イムブロス人」等ではなく、例えば、「ミュリナに住むアテーナイ人」(Ἀθηναίων ἐν Μυρρινῶν οἰκῶν)]⁽¹⁾、「ヘーファイステイアにいるアテーナイ人」(Ἀθηναίων τῶν ἐν Ἑφαιστῖαι)]⁽²⁾、「イムブロスにいるアテーナイ人」(Ἀθηναίων τῶν ἐν Ἰμβρῶσι)]⁽³⁾、「スキュロスに住んでいるアテーナイ人」(Ἀθηναίων τῶν κατοικοῦντων ἐν Σκυροῖσι)]⁽⁴⁾と表記されるようになった。このような表記法は、前五世紀においては、一例も確認されないが、前四世紀以降は、決まり文句となった。

前四世紀以降、このように名乗る彼等が、名目上ではなく、実際にアテーナイの市民と認められていたことは、疑いない。例えば、フィリッポス二世がレームノス、イムブロスを攻撃し、そのの住民を捕虜として連れ去った時、彼等が「あなた方(アテーナイ人)の市民(πολιτᾶς θυετέους)」と呼ばれていたこと、イムブロス生まれの傭兵隊長として有名なアテーノドーロスが、オレオス出身で後にアテーナイ市民権を付与された傭兵隊長カリデーモスと対称的に「生まれながらの市民(ὁ δὲ ἀπὸ γένεως πολιτῆς Ἀθηνοδωπος)」と呼ばれていたこと⁽⁵⁾、などがその証拠である。

2. 前五世紀における植民市市民権に関する学説整理

問題なのは、前五世紀における彼等の市民権のありようである。この問題は、アテーナイ帝国支配との関係において、植民者の市民権を基準とする、アポイキア説、クレールキア説、及び、その折衷説によって、三者三様に解釈されてきた。諸説を整理すると、概ね次の三説に分類される。

「1」アポイキア説⁽⁷⁾：前六世紀末、ミルティアデースがレームノス、イムブロスを占領した後、アテーナイから植民して来た者たちは、アテーナイの市民権を失い、ケルソネーソスから渡って来たものたちと共同で、前五世紀中、レームノス（後ヘーファイステイアとミュリナに分離）、イムブロスと呼ばれる彼等独自のポリス、即ち、アポイキアを形成していた。「イムブロスに住むアテーナイ人」等と呼ばれるようになった。クレールキアが建設されたのは、前四〇四年に全ての植民者が一旦帰国した後、前四世紀になって再び植民者が新たに送られた時のことである。

「2」ゲマインデクレールキア説⁽⁸⁾：レームノス、イムブロスの植民者は、アテーナイの市民権を保持した植民者、即ち、クレールキアであったが、同時に、アウトノミーを持った独自のポリスを形成していた。従って、ポリスを形成しないクレールキア（例えばレスボス植民やカルキス植民）と区別して、それらは、ゲマインデクレールキアと呼ばれる。前四世紀において、「イムブロスに住むアテーナイ人」等というような表記法が一般化したのに対して、前五世紀において、アテーナイ市民でありながら「イムブロス人」等と

表記されていた理由は、当時まだ、そのような表記法が確立されていなかったためである。

〔3〕クレールルーキア追加植民説…ミルテイアデースによって両島がアテーナイに与えられた後建設された植民市は、アテーナイの市民権を失った植民者からなる独自のポリス、つまり、アポイキアであった。レームノス、イムブロスは、前四七七頃から既にデロス同盟の一員となり、貢納金を支払っていたが、レームノスの貢納金は前四四七年頃、イムブロスの貢納金は前四四二年頃、半減した。この貢納額半減は、アテーナイの市民権を保持したままの新たな植民者、即ち、クレールルーキイが当時両島へ派遣され、彼等に土地を割譲したことによるかと考えられる。この時、追加植民されたクレールルーキイと以前からいるアポイコイとが、一つのポリスに共存するという状況が生じ、それがペロポネネソス戦争終結まで続いた。戦争中、アテーナイ人と軍事行動を共にしたのは、この時追加植民されたクレールルーキイであった。終戦と同時に、植民者はアテーナイに連れ戻され、前四世紀になって新たにクレールルーキイが送り込まれた時、両島は完全なクレールルーキアとなった。

これらの説の内、一般的に受け入れられているのが、クレールルーキア追加植民説であるが、以上のように、三者三様に解釈されてきたこと自体、前五世紀における三植民市の市民権の性格付けが困難であることを示している。これらの説を比較検討すると、注目すべき四つのポイントが浮かび上がる。

〔1〕三説とも見解の一致を見るのは、植民市が独自のポリスを形成していたという点であるが、〔2〕もつとも見解が食い違うのは、植民者が母市アテーナイの市民権を持っていたかどうかという問題である。アポイキア説は持っていないと言っている、ゲマインデクレールルーキア説は持っていると言っている、クレールルーキア追加植民説は持っているものと持っていないものがある。一体植民者は、アテーナイ市民権を持っていたのか。〔3〕クレールルーキア追加植民説が成立するためには、ある時期におけるクレールルーキイの追加植民が大前提となっているし、〔4〕また、アポイキア説が成立するためには、ペロポネネソス戦争後に、植民者が入れ替わったことが前提となっている。追加説及び入れ替わり説の前提は成立するか。前五世紀における、レームノス、イムブロス、スキュロスの性格を明らかにするためには、以上の四点が検討されなければならない。

3. 前五世紀における植民市市民権に関する史料分析

植民者が「レームノス人」「イムブロス人」と呼ばれるような表記法は、彼等が「アテーナイ人」とは別のポリスの市民であったということを直ちに意味するものではない。彼等がまさに、彼等の住む島の名に因んで呼ばれたということも明白である。例えば、レームノス、イムブロスの先住民であるペラスゴイ人も、ヘーロドトスによって「レームノス人」ないしは「ヘーファイステイア人」「ミュリナ人」、「イムブ

ロス人」と呼ばれていた。¹⁰レームノス島に住むものは誰であれ「レームノス人」と呼ばれ得るのである。しかしながらこの表記法も、前四世紀以降判で押したように用いられるようになった。「ヘーファイステイアに住むアテーナイ人」等の表記法と比較した場合、やはり前五世紀の植民者が、アテーナイ市民とは別の存在であったと思わせる、何かよそよそしさを漂わせていることもまた確かである。

実際、アテーナイ人とレームノス、イムブロスの植民者が、史料中一つの文脈の中で併記される時は必ず、両者が明確に区別されていた。例えば、前四八〇年のアルテミシオンの海戦の時、当時レームノスはペルシアの支配下にあつたため、レームノス人はペルシアに味方し、ギリシア方に対して戦つたが、王に味方したギリシア人のうち (*Ελληνων*)、ただ一人レームノス人 (*Λιμνός*) アンティドローロスだけがギリシア人側へ逃亡した。アテーナイ人は (*Ἀθηναίων*) この功績に報いて、彼にサラミース島の土地を与えた。¹¹アンティドロースは、出身から言えば、前六世紀末にミルテイアデースの占領の後にアテーナイからやってきた植民者の子孫であつたであろうが、彼はここでアテーナイ人とは対称的にレームノス人と呼ばれている。また、前五世紀中、レームノス、イムブロスの植民者は、彼等独自の軍隊を持って、アテーナイ人と軍事行動を共にすることがしばしばあつたが、その際にも必ず両者は、「アテーナイ人」と「レームノス人、イムブロス人」とに明確に区別して記述されている。¹²

レームノス、イムブロスの植民者は、デロス同盟結成当初から同盟に加入し、「レームノス人」後に「ヘーファイステイア人」と「ミュリナ人」とに別れる。「イムブロス人」という名で同盟に貢納金を支払つていた。ただし、スキュロス植民者は、明らかにそれを支払つていなかった。¹³貢納金支払の事實は、レームノス人、イムブロス人があつたかもし一つの独立したポリスのように振る舞つていたことを示している。

これまでに紹介してきた史料からすれば、レームノス、イムブロスの植民者は、アテーナイ人とは別の存在であつたと見做しても差し支えなさそうに思えるのだが、それとは全く逆の結論へ導く史料も、確かに存在するのである。

第一は、アテーナイの部族名が刻まれた戦死者名簿碑文である。ヘーファイステイアから出土した、前五〇〇年頃のものには「ヒッポトーンティス部族」という見出しが付けられている。また、アテーナイから出土したペロポネソス戦争中の二つの碑文も同様に、一つには「ミュリナのレームノス人 (*Ἀγνίων ἐν Μυρτινῆς*)」という大見出しの下に「エレクトイス部族」「ヒッポトーンティス部族」「アイゲイス部族」「アイアンティス部族」という小見出しが付けられ、もう一つには「ヒッポトーンティス部族」という大見出しの下に「レームノス人 (*Λιμνός*)」という小見出しが付けられている。¹⁴

第二は、アテーナイの区名が刻まれた抵当碑文である。「エルクリア区のエウアイネトス (*Εουαίνοι Ερκειῶν*)」という人物

名が刻まれた、前五世紀後半のものと思われる抵当碑文が、
レームノスで出土している。¹⁹

抵当碑文や戦死者名簿碑文のように、植民者がアテーナイの部族や区に所属し続けるという事実、従来、植民者が母市市民権を保持していたことの決定的証拠と見做されることもあったが、²⁰ 実は、このような現象は、植民者一般に言えることであるし、²¹ アテーナイの植民に限ってみても、明らかに植民市が母市から分離して、独自のポリスを形成している間に、植民者が母市の部族名や区名を用い続けた事実が知られている。²² 従って、このこと自体は、植民者の市民権を決定する証拠にはならないであろう。

以上の考察から、レームノス、イムプロスの植民者は、前六世紀末の植民以来、前五世紀中、アテーナイ人ではなく、アテーナイとは別個の市民権を持った、独自のポリスを形成していたと考えられる。²³ 従って、ゲマインデクレールキア説は、成立し難い。

4、クレールキア追加植民説の検討

では、前四四〇年代にクレールコイの追加植民が実際に行われ、アポイコイとクレールコイとが共存する状況が生じたであろうか。

追加説が設定する追加の時期は、レームノスの場合前四四七年頃、イムプロスの場合前四四二年頃である。その根拠は、貢納金の支払額が、「レームノス人」の場合、前四四七年以

前九タラントンであったのが、それ以後「ヘーファイステイア人」と「ミュリナ人」とに別れて、前者が三タラントン、後者が一・五タラントン支払うようになり、総額が半減したこと、「イムプロス人」の場合も同様に、ここでは共同支払の解体は起こらなかったが、前四四四年に二タラントン支払っていたのが、前四四二年以降一タラントンに半減したことにある。貢納金の支払額が半減するという現象は、当時新たに派遣されたクレールコイへの土地割譲に起因していると従来解釈されてきた。

ところで、貢納金の減額が、必ずしも植民に起因しないということは、すでにかなり前から指摘されていたことである。²⁴ 例えば、両島の貢納金が減少した時期には、植民とは全く関係のない同盟諸ポリスにおいても減額が確認され、この時期の減額は、広範囲に起こった現象であつたらしい。²⁵ 従って、確かに、植民者が送られた時には、貢納金の減額が生ずるが、貢納金の減額それ自体は、必ずしも新たな植民者が派遣されたことの直接的な証拠にはならないであろう。

両島に新たな植民者が派遣されたと設定されている時期は、アテーナイにとって植民市建設ラツシュの時期であつた。同時期に、ケルソネーソス、ナクソス、アンドロス、プレア、トゥリオイに植民市が建設され、植民の事実とそれぞれに送り込まれた植民者の規模までもが複数の史料に記録されている。実際にこの時期、レームノス、イムプロスに植民者が派遣されたのなら、なぜその事実や規模を伝える伝承が一つも

残っていないのであろうか。

ペロポネソス戦争が始まって以来、レームノス人、イムブロス人がアテーナイ人と共に活発に軍事行動を取ったことは、すでに見た事実であるが、このような性格が、いわゆる軍事植民としてのクレールキアに合致するために、彼等こそ前四四〇年代に追加植民されたクレールキアであった、とクレールキア追加植民説においては見做されている。²⁶ところで、前四一五年のシケリア遠征に参加したレームノス人、イムブロス人に関して、彼等は「まだ彼等（アテーナイ人）と同じ方言と習慣を持っていた（*abrotoi tē autē phasē kai νομίον ἐτι ἔχοντες Ἀθηναίων καὶ Τυρρῶν*）」と伝える史料が存在する。²⁷ 重要なのは「まだ（*ἐτι*）」である。彼等が仮に、前四四七年頃、前四四二年頃に新たに送られたクレールキアであったと仮定すると、シケリア遠征はその時からわずか三〇年ほど後のことであるので、「まだ」という表現がこの場合適切であろうか。ましてや、彼等がアテーナイ市民だったとすれば、彼等がアテーナイ人と同じ方言と同じ習慣をもっていることをわざわざ言うのにどれ程の意味があるだろうか。しかしもし、遠征に参加したレームノス人、イムブロス人が約一〇〇年前の、ミルティアデースの占領の後に植民したものと子孫であり、彼等が今やアテーナイ人とは同一視され得ない「レームノス人」「イムブロス人」でありながら、同じ方言と習慣を持っていたことを強調する「まだ」であると仮定するならば、この言葉が意味を持つてくるであ

らう。

以上のことから、クレールキア追加植民説の主張する、前四四〇年代にレームノス、イムブロスに追加植民が行われたという大前提は、実証されない。従って、前五世紀中、アテーナイ人としれば軍事行動を共にし、戦死者名簿簿文にも刻まれたレームノス人、イムブロス人とは、追加植民されたクレールキアではなく、既に母市アテーナイの市民ではなくなった、約一〇〇年前の植民者の子孫であったと考えるほうが自然であろう。²⁸

5、クレールキア入れ替わり説の検討

前四〇四年の敗戦の後、アテーナイは全ての植民市を失った。リュサンドロスは、アッティカの外にいるアテーナイ人を強制的に帰国させ、アテーナイの植民者によって土地を追われた先住民を、彼等の故郷に呼び戻したと伝えられている。²⁹ アポイキア説とクレールキア追加説が共に立脚する、前四世紀初等に植民者が入れ替わったとする説は、一時的な植民者の帰国を大前提とするが、この時実際に、三島の植民者は帰国し、先住民に島を返還したであろうか。

前三九一年のアテーナイ・スパルタ間の平和締結のためにスパルタを訪れた使節の一人であったアンドキデースは、防壁及び軍船保有数に関する、前四〇四年の条約と前三九一年の条約による、それぞれの取り扱い方の違いを示し、いかに今回の平和条約が以前のに比べて、温和なものであるかを力説

した。その中で彼は、レームノス、イムブロス、スキュロス三島の扱いにも言及している。「かつては（前四〇四年）レームノス、イムブロス、スキュロスは、所有するものが所有すべきこと（*ἐξεν τοὺς ἔχοντες*）が、しかし今回は（前三九一年）われわれの（＝アテーナイ人の）ものたるべきこと（*ἵκιστατος ἔναι*）」が決議された。³¹「所有するものが所有すべきこと」とは、何を意味するのであろうか。先住民に返還すべきことは、読めないであろう。既に一〇〇年も前に四散したバルバロイに島を返還してやったとは、考えにくい。むしろ、植民者と母市との関係で考えるべきであろう。前三九一年のアンドキデースの平和は、この時アテーナイ人の反対に合い、結局成就されなかったが、三島に関する条項は、前三八六年の王の平和において日の目を見た。ここでは、王のものとして認められたポリス以外のギリシア人ポリスは、大小を問わず自治独立であるが（*αὐτονομήου ἔναι*）、レームノス、イムブロス、スキュロスは例外であり、昔と同様に、アテーナイ人のものたるべきこと（*ἔναι Ἀθηναίων*）が決議された。³²これら二つの平和条約を読み比べてみると、「われわれのものたるべきこと」は、もちろん「アテーナイ人のものたるべきこと」と同義であり、「自治独立であるべきこと」の反意語であることが分かる。そして、アンドキデースの平和に見られる「所有するものが所有すべきこと」と「われわれのものたるべきこと」が互いに反意語であるならば、「所有するものが所有すべきこと」とは「自治独立であるべきこと」

と同義になるのであろう。

そう考えると、領土の問題は第三章において詳しく考察するとして、事実は入れ替わり説の仮説とは逆である。これらの植民者は、前四〇四年に帰国せられたのではなく、島に残って自治独立を与えられたのである。彼等が当時、独立のポリスを形成していたことは、前四〇四年から前三九四年頃のものと思われる民会決議碑文「シユリナ人のデーモス（*Σύλιον* [τῶν Μυρναίων]）」から明らかである。³³以上のことから、前四〇四以降前三九四までに植民者の交替が起こったとも考えにくい。また、彼等が強制帰国させられなかった事実は、翻って、彼等がアテーナイ市民ではなかったことも傍証している。

6. 前五世紀における植民市市民権の実態

では、前五世紀にアテーナイ市民でなかったものが、追加や入れ替わりなくして、前四世紀にどのようなようにしてアテーナイ市民になったのであろうか。この場合、植民者に対する母市市民権の一括的な付与を想定する必要はない。むしろ、当時の植民者市民権の柔軟性を想定すべきであろう。

Santoの説は、注目に値する。彼は、植民者が母市市民権を喪失する段階を、一時的な喪失と継続的な喪失との二段階に分け、植民市と母市との関係が疎遠になる過程を、ナウパクトス植民を例に上げて、概ね以下のように論じている。植民者は、ある時点で母市市民権を喪失するが、民会による

特別な許可なくして、母市に戻り、母市市民権を再獲得することができるとは、なぜなら、植民者が生まれながらに持っている母市市民権は、失われ得ないからである。即ち、生まれながらに持っている母市市民権を植民市において喪失したとしても、これは、植民市における新たな市民権獲得によって生じた一時的な喪失であつて、母市市民権は、眠っているに過ぎないからである。しかし、この母市市民権再獲得権は、何世代も続くものではなく、母市市民権の継続的な喪失と植民市における新たな市民権の確立が決定的となるにつれて、植民市と母市との関係は、完全に断ち切られ、植民者は、母市民から見れば、外人と見做されるようになり、せいぜい宗教儀式的な共同体に留まるのみに至る。³³

この碑文史料は、前五二五〇〇年頃のもので、レームノス、イムブロスの植民が行われたのとほぼ同じ時期に属する。もちろん、この史料を直接的に、レームノス、イムブロス植民にあてはめるわけには行かないが、同じ時期に建設された植民市の市民権に係わる貴重な史料として、興味深い。ここに見られるように、植民市と母市との関係が、一般的に、植民時に瞬時に疎遠となるのではなく、植民市と母市を取り巻く政治状況に左右されながら、何世代かをかけて、徐々に疎遠となつていくものとするならば、レームノス、イムブロスとアテーナイとの関係は、ペルシア戦争後の、デロス同盟、アテーナイの権力志向、ペロポネネソス戦争などの政治状況の中にあつて、断ち切られることはなく、レームノス、イ

ムブロスの植民者は、アテーナイとは別の植民市の市民権を持ちながらも、母市市民権の一時的な喪失の段階に留まり、継続的な喪失の段階へと移行しなかつた、と考えられるのではないだろうか。つまり、前五世紀中、植民者の中に母市市民権が眠っていたと考ええると、母市市民権を持った植民者の追加植民あるいは入れ替わりなくして、アテーナイ市民でないものがアテーナイ市民になるという奇妙な現象が説明できるであろう。

眠っていた母市市民権が目覚めた時期として考えられる候補は、二つある。第一は、シケリア遠征後、戦争遂行のために様々な手段が講じられ、その中で、離反しなかつたサモスに対してアテーナイ市民権が付与されたり、植民市の編成が行われ、レームノス、イムブロス、スキュロスが、アテーナイのものであると初めて国際的に認められた、前四一三年頃、第二は、王の平和によつて、レームノス、イムブロス、スキュロスが、アテーナイのものであると国際的に再承認された、前三八六年であるが、それらの島の住民が、「アテーナイ人」と名乗るようになるのが、史料的に確認されるのは、前四世紀になつてからのことであるので、前三八六年の方がより妥当であると考えられる。

7. 市民権の変遷

ここまで考察してきたことをまとめると、レームノス、イムブロス、スキュロス植民市の市民権は、以下のように変遷

したことが明かとなる。

レームノス、イムブロス、スキュロスの植民者は、前六世紀末から前三八六年まで、アテーナイ市民ではなく、植民市の市民であった。その間、母市と植民市とを結び付けていたのは、法的な意味での市民権ではなく、言わば、同族意識であった。この同族意識が、他の普通の母市と植民市との関係のように、薄れることを妨げたのは、前五世紀における、アテーナイの権力志向と、その結果として生じた、ほとんど全てのポリスを敵味方に二分して戦われた、ヘロポネーソス戦争であったと考えられる。しかし、植民者は、完全に母市民権を喪失していたわけではなかった。母市市民権は、母市民と植民者の同族意識の中に眠っていた。

前三八六年から、アテーナイがマケドニアに占領される前三一八年まで、レームノス、イムブロス、スキュロスの植民者は、アテーナイ市民であった。この時、母市と植民市を結び帯紐が、同族意識から市民権へと止掲された。眠った母市民権を前四世紀に再び呼び覚ましたのは、ヘロポネーソス戦争の敗戦、植民市の喪失といった挫折、及び、前四世紀初等に再起したアテーナイの権力志向であったと考えられる。

註(一) IG. XII. 8. 4; Vgl. IG. XII. 8. 3; IG. XII. 8. 5; IG. XII. 8.

6; IG. XII. 8. 7; IG. XII. 8. 9; IG. XII. 8. 10.

(二) IG. XII. 8. 26; Vgl. IG. XII. 8. 15; IG. II. 12672.

(3) IG. XII. 8. 46; Di. Syll. 659.

(4) IG. XII. 8. 668.

(5) Demosth. IV. 34.

(9) Demosth. XXIII. 12.

(7) H. Berve, *Mitriades. Studien zur Geschichte des Mennes und seiner Zeit*, in: *Hermes*, Einzelschrift, 2, 1937.

(8) V. Ehrenberg, *Zur ältesten athenischen Kolonisation*, in: *Pols und Imperium*, Zürich, 1965, 220-244.

(6) A. J. Graham, *op. cit.*, ; B. D. Merritt/H. T. Wade-Gery/M. F. McGregor, *The Athenian Tribute Lists*, Princeton, 1950, III, 289-297; R. Meiggs, *The Athenian Empire*, Oxford, 1972, 424-425; W. Schuller, *Die Herrschaft der Athenen im ersten attischen Seebund*, Berlin, 1974, 18; usw.

(10) 第一章(5)註参照。

(11) 例えば、イムブロス生まれで、生まれながらのアテーナイ市民と呼ばれたアテーナドーロスも、史料によつては、イムブロス人と呼ばれることもある(Aen. Takt. XXIV, 10; Plut. Phok. XVIII. 2)。

(21) Hdt. VIII. 11; Vgl. 82.

(13) 前四二八年レスボス反乱鎮圧の時(Thuk. III. 5. 1) 前四二五年スキュロス遠征の時(Thuk. IV. 28. 4) 前四二二年アトフイポリス攻防戦の時(Thuk. V. 8. 2) 前四一五年シケリマ遠征の時(Thuk. VII. 57. 2)

(14) この支払と不支払の違いは、植民市が建設された時期と関係がある。つまり、ペルシア戦争以前にアテーナイによつて

建設された植民市、レームノス、イムプロス、シゲイオン、ネアポリス・アポ・アテーナイオン、その他のケルソネーノスに建設されたいくつかの植民市はいづれも、規則的に貢納金を支払っていたのに対して、ヘルシア戦争後に建設された植民市はいづれもアテーナイに貢納金を支払ってゐなかつた(F. Hampl, *Poleis ohne Territorium*, in: *Klio*, 32, 1936, 1-60)。

(51) Kirchhoff は「しかるるクレールローイも貢納金を支払わなうといふテーゼを立てた。その説に従えば、レームノス、イムプロスが貢納金を支払っていたのは、アテーナイのクレールローイではなく、クレールローイが植民した後にも存続し続けた入ラスコイ人の共同体が存在したことを想定しなければならぬ」(A. Kirchhoff, *Über die Tributpflichtigkeit der attischen Kleruchien*, in: *Philologische und historische Abhandlungen der königlichen Akademie der Wissenschaft zu Berlin*, 1873, 1-35)。¹⁾この説は「多くの字者と受け入れられ」(J. G. 例えは G. Busolt/H. Swoboda, *Griechische Staatskunde*, 1277, Ann. 2; H. Nesselhauf, *Untersuchungen zur delisch-attischen Symmachie*, in: *Klio*, Beiheft, XXX, 1033, 12; usw.)。しかし一方で、クレールローイは貢納金を支払わないといふこのテーゼは、前四七七年以降に建設された新しい植民市に關してのみ成り立つたものであつて、規則的に貢納表に現れるヘルシア戦争以前の古い植民市に關しては「成り立たなう」といふ説もある(Ed. Meyer, *op. cit.*, I, 15, Ann. 18)。²⁾この説も、決定的証拠には欠けるが、客観的事実からすれば、レームノス、イムプロスの植民者が貢納金

を支払つていたと考ふるほうが、ごく自然であらう。前五世紀の碑文史料や文献史料に現れる「レームノス人」「ヘーフアイステイア人」「シュリナ人」「イムプロス人」とは、先住民である入ラスコイ人ではなくアテーナイからの植民者であつたと思ふべきであらう(Hample, *op. cit.*, 30-31; Hdt. VI, 140; Thuk. IV, 109, 4; Hdt. I, 57; IG, I² 948)。

(19) IG, I² 948. note.

(17) IG, I² 947.

(18) IG, I² 948.

(61) Segre. no. 12; Vgl. no. 11. in: M. I. Finley, *Studies in Land and Credit in Ancient Athens*, 500-200 B. C. *The Horos-Inscriptions*, Rutgers University Press, 1951, 147, no. 115; A. J. Graham, *The Fifth Century Cleruchy on Lemnos*, in: *Hist.*, 12, 1963, 127.

(20) P. A. Brunt, *Athenian Settlements Abroad in the Fifth Century B. C.*, in: *Ancient Society and Institutions Studies presented to VICTOR EHRENBERG on his 75 Birthday*, Oxford, 1966, 91, note, 38, etc.

(21) 例えば、原則的に「ドーリア系は三部族制、イオーニア系は四部族制であり、部族の数と名前を頼りに、母市と植民市との關係を探ることが出来る」(Kleine Pauly, s. v. Phyle, 参照)。

(22) 例えは IG, XII, 8, 47. この例は「アテーナイの区名を持つ男たちの名が刻まれている。この史料は、前三一八〜三〇七年の間に刻まれた、イムプロスにおける顕彰碑文で、この時

期、イムブ羅斯は、明らかにアテーナイから分離していた。

- (23) 前五世紀におけるスキュ羅斯の状況は、史料の欠如によって不明であるが、植民者に言及した史料の欠如という状況そのものは、カテウリーBのそれと類似している。少ない史料から推測すると、アテーナイの植民市創設者 (*κτίστης*) を立てたという記述から (Diod. XI. 60. 2) スキュ羅斯もこの時期、独立のポリスを形成していたと考えられる。これと反対の見解については、G. Busolt/H. Swoboda, *op. cit.*, 1272, *Ann.*, 3. 参照。しかしこのことは、前四世紀の状況と混同をわづらふように見える。

(24) Meiggs, *op. cit.*, 424.

- (25) 査定第二期 (前四五〇—九〇四四七—六年) には、カリアスの平和によって、テ羅斯同盟の存在理由が消滅したために、2/3以上のポリスが貢納金を支払わなかった。査定第三期 (前四四六—五〇四四三—二年) の特徴は、五管区の導入と貢納金の大幅な減額である (Schwahn, *RE*, s. v. Phoroi, 6, c.)。

(26) Ph. Gauthier, *Les cléroutiques de Lesbos et la colonisation athénienne au Ve siècle*, dans : *Revue des Etudes Grecques*, 79, 1966, 72.

(27) Thuk. VII. 57. 2.

(28) Nesselhauf, *op. cit.*, 127, *Ann.* 3.

(29) Xen. Hell. II. 2. 2.

(30) Xen. Hell. II. 2. 9; Vgl. Xen. Mem. II. 8. 1.

(31) Andok. III. 12.

(32) Xen. Hell. V. 1. 31.

(33) IG. XII. 8. 2.

(34) F. Szanto, *Das Griechische Bürgerrecht*, Freiburg, 1892, 62-63. テクストは Meiggs/Lewis, No. 13 参照。

第三章 領域観念

1. Poleis ohne Territorium 論

F. Hampl によって提唱された 'Poleis ohne Territorium' 論とは、ギリシア世界には、自己の領土を持たないポリスが存在するというものである。この説は、Gschntzler によって支持されたが、⁽²⁾一般的に広い支持を得たとは言えない。⁽³⁾この説に従うと、レームノス、イムブ羅斯、スキュ羅斯の領土は、植民後まもなく母市に接収されたために、これらの植民市は、自己の領土を持たないまま、ポリスを形成していたという。これに反対する見解も確かに存在するが、このテーゼは、興味深い。

2. Eivai 'Aphyvaton という表現

前四世紀において、レームノス、イムブ羅斯、スキュ羅斯植民市の領土が、植民者のものではなく、アテーナイ人のものであったことは、疑う余地がない。このことを最も明確に示しているのが、前三八六年の王の平和である。「ヘルシア

王アルタクセルクセースは、以下のことを正義と見做す。アジアにおけるポリスと島々のうちクラゾメナイとキュブロスは、余のものであるべきこと。他のギリシア人ポリスは、大小を問わず自治独立(αὐτονομίας)のままであるべきこと。ただし、レームノス、イムブロス、スキュロスは例外である。これらは昔と同様に(κατὰ τὸ ἀρχαίον)アテーナイ人のものたるべきこと(ἐνὸς Ἀθηναίων)。どちら側のものである、この平和に敵対的な者は、余がその者たちに対して、このことを望む者たちと共に、陸においても海においても、船と金をもって戦うであろう。これと同様の平和条約は、王の平和に先立つ前三九一年のスパルタ・アテーナイ間の平和会談でも取り上げられ、また、弁論などでもしばしば言及されている。

ここで重要な点は二点ある。第一に、王の平和とはそもそも、当時ギリシア世界で陰の力を振るっていたペルシア王が、ペルシアの援助でコリントス戦争に勝つことができたスパルタとの間で決定した平和条約であるが、実質は条約というよりもむしろ、ギリシア人に対する命令と言うべきものであり、アジアにおけるペルシアの権益の確保とギリシア世界における力の分散を狙う意図があった。それにもかかわらず、レームノス、イムブロス、スキュロスの三島には例外を認め、アテーナイのものとして認めざるを得なかった事実からは、三島とアテーナイとの分ち得ぬ緊密な関係が見て取れる。第二は、「昔と同様に」という表現である。このことは、この緊

密な関係が前三八六年に初めて生じたのではなく、過去に既に存在していたことを示唆する。このことを実証する証拠は、前四〇五年、スパルタがアテーナイに対して申し出たが、結局は主戦派の反対に遭い、成就しなかった平和条約に見い出せる。そこでは、アテーナイ人は、民主政体を保持することの他に、「アッティカに加えて、レームノス、イムブロス、スキュロスをもつべきこと」が保証されている。この条文から、遅くとも前五世紀末には既に、三島がアテーナイにとつて、アッティカと同等の重要な領土として、国際的に認識されていたことが見て取れる。

3. 領土接収の時期

では、植民市の領土は、いつ接収されたのであろうか。もともと、これら植民市の領土は、植民市のものであった。そのことは、スキュロスは別として、レームノス、イムブロスが定期的に貢納金を支払っていた事実から、明らかである。両島の貢納金は、前四四〇年代に半減したが、それでもまだ支払い続けていた。ところが、前四一三年のシケリア遠征失敗を期に、同盟諸市の離反などが相次ぎ、貢納金徴収は、事実上機能しなくなっていた。前四一二年、主な財源を、貢納金徴収から間接税へと転換したことと並んで、レームノス、イムブロスの領土が母市アテーナイに接収されたのではないだろうか。一方、始めから貢納金を支払っていなかったスキュロスの領土は、植民当初から母市に接収されていたのでは

ないであろうか。

4. *κτιματα* という表現

このようにして母市に接収された領土も、前四〇四年の敗戦と共に、一旦は失われることとなったが、上述のように、前三八六年に再び、アテーナイのものと承認された。レームノス、イムブロス、スキュロスのこのような領土に対して、*κτιματα* という表現が前四世紀になって時々用いられるようになる。例を上げると、「フィリッポスがマケドニアからやってきて、我々とアムフィポリスを巡って戦うことはもはやない。しかし、我々のクテーマタ (*κτιματα*) であるレームノス、イムブロス、スキュロスを巡る戦いは、すでに始まっている」⁽¹⁰⁾。「あなた方(アテーナイ人)の中から一人の騎兵隊長をレームノスに派遣しなければならない。ポリスのクテーマタ (*των της πόλεως κτιματων*) のために戦っている騎兵をメネラオスが指揮するために」⁽¹¹⁾。

κτιματα という語は抽象的で「財産」としか訳せないが、*εγκτιματα* という語と対照するとき明確な意味を帯びてくる。前三七七年の第二次アテーナイ海上同盟結成の決議碑文の中で、アテーナイはデロス同盟の様に同盟諸市の自治独立を損なわないことを誓ったが、その一つが *εγκτιματα* (外国のポリスにおける不動産) の放棄であった。「アテーナイ及びその同盟に対して同盟を結ぶポリスからアテーナイの民衆は私的所有であれアテーナイの国家所有であれ、同盟を結ん

だポリスの土地に今あるエンクテーマタ (*εγκτιματα*) を放棄すべきこと」「ナウシニコスがアルコーンの時から、私的にであれ、公的にであれ、売買によってであれ、抵当によってであれ、同盟諸ポリスの土地において、家屋であれ、土地であれ、エンクテーマタを所有すること (*εγκτιμασθαι*) は、いかなるアテーナイ人にも許されない」⁽¹²⁾。当時レームノス、イムブロス、スキュロスはすでに王の平和によってアテーナイのものであることが保証されていたが、事実三島がこの決議によってアテーナイから放棄されることはなかった。このことは、三島が、外国のポリスの中における不動産、即ち *εγκτιματα* には該当せず、地理的にはアツティカの外に位置するが、観念的にもまた法的にもアテーナイのポリス領域の内に存在するアテーナイ固有の財産 *κτιματα* であったことを示している。

レームノス、イムブロス、スキュロスの三島がアテーナイの財産 *κτιματα* であるという意味を具体的に示すものが、前三二九/八年の初穂の会計文書碑文である。⁽¹³⁾ そこには、アツティカの一〇部族の他にサラミース、スキュロス、イムブロス、レームノスのミュリナとヘーフアイステイアから初穂が送られたことが記されているが、レームノスのミュリナとヘーフアイステイアだけからの初穂の量が総量に占める割合を計算すると、大麦の場合四一・六%、小麦の場合五五・一%に当る。このことだけから見ても、アテーナイにとっての三島の重要性が窺えるであろう。⁽¹⁴⁾

5. 役人の派遣

アテーナイ人が住む、アテーナイの領土であり、財産である三島は、前四世紀中頃から、同盟戦争やフィリッポス二世との戦争などの脅威にさらされるようになる。フィリッポスの脅威に備えてスキュロスに妨壁が築かれたのもこの時期であるが、これらの島々の安全を確保するためにアテーナイが講じた手段が、アテーナイからの各種役人の派遣であった。民事を担当する派遣役人として、三植民市には、サモス、サラミースと同様に、食費として給与の支給を受ける *οἰκονομοὶ* が派遣されていた。¹⁵ レームノスのミュリナとヘーファイステイア、イムブロス、スキュロスへは、初穂を徴収するためにアテーナイから三島へ *στρατιῶται* が派遣されたことが、知られているが、¹⁶ 彼等は、アテーナイの一〇人の將軍とは別で、民事にたずさわる役人であったようである。¹⁷ 軍事を担当する派遣役人として、アッティカを防衛する二人の *ἡγεμόνες* と並んで、ポリスの財産であるレームノスを防衛するために、¹⁸ レームノスの騎兵を指揮する *ἡγεμόνων* が一人アテーナイ人の中から挙手採決で選出され、レームノスに派遣されていた。¹⁹

以上のように三島は、前四世紀後半において、アテーナイから派遣される各種の役人によって統制、防衛されていた。三島にアテーナイから役人が派遣されるようになったのは、前四世紀になって始めてのことであり、前五世紀には見られない現象である。

6. 領域観念の変遷

ここまで考察してきたことをまとめると、三植民市の領域観念が以下のように変遷したことが明らかとなる。

前六世紀末における植民市建設時以来、レームノス、イムブロスの領土は、植民者の領土であった。前四一三年のシケリア遠征の失敗を期に、アテーナイ帝国は、その転換点を迎えた。同年、戦争継続を決定したアテーナイは、体制の立て直しを計った。その一つが、植民市の編成と領土の接収であった。レームノス、イムブロス、スキュロスは、「クレールルキア」に編成され、レームノス、イムブロスの領土は、母市に接収された。スキュロスの領土は、植民市建設当初からすでに、接収されていた。しかし、前四〇四年のペロポネソス戦争敗戦と共に、アテーナイは、全ての植民市を失い、レームノス、イムブロス、スキュロスも、強制的に自治独立を与えられ、領土は植民者に返還された。

コリントス戦争が始まる前三九四年以降、レームノス、イムブロス、スキュロスは、再びアテーナイとの緊密な関係に復帰し、この関係は、前三八六年の王の平和によって国際的に承認され、三島の領土は、再びアテーナイのものとなった。前四世紀の中頃になると、同盟戦争、及び、フィリッポスの脅威にされされ、マケドニアとギリシアの境に位置する三島の領土は、アテーナイのクテーマタと呼ばれるようになり、アテーナイから各種の役人が派遣されるようになった。この状況は、アテーナイがマケドニアに占領される前三一八年ま

で続いた。

註(1) Hampl, *op. cit.*

(2) F. Gschnitzer, *Abhängige Orte im griechischen Altertum*,

in: *Zetemata*, Heft, 17, München, 1958, 88-112.

(3) 詳くは、Graham, *op. cit.*, 167, note. 1.

(4) この見解に対して、Graham が指摘する「レームノスに関する Hampl のテーザの弱点は、「法的な意味におけるポリス」というかたくなな概念であり、母市の力に頼る「レームノス」のような植民市の場合、法的な形態が何であれ、独立のポリスには程遠い存在である」と反論する (Graham, *op. cit.*, 189)。つまり、両者の見解の食い違いは、領土を持たない植民市をポリスと見做せるかどうかという点にある。この問題は、領土のみでなく、市民権をも考慮すべきことであるので、おわりにで触れることとする。

(5) Xen. *Hell.* V. 1. 31.

(6) Xen. *Hell.* IV. 8. 15; *Vgl. Andok.* III. 12.

(7) *Andok.* III. 15; *Diod.* XVI. 21. 2.

(8) *Aisch.* II. 76.

(9) このことはまた、植民市の編成とも無関係ではないだろう。

(拙稿II) 50-52頁、参照。

(10) *Aisch.* II. 72.

(11) *Demosth.* IV. 27.

(12) *Toð.* 123.

(13) *IG.* II. 1672, (275-7, 297); *Di. Syll.* 587.

(14) 断片的ではあるが、レームノスにおける土地経営に言及した史料、*IG.* II. 1. 30 が存在する。そこには、土地賃貸禁止とサラミース植民に関する言及がある。

(15) *Aristot.* *Æθ. pol.* 62. 2. シテリナ、ヘーフアイステイアには、前四世紀中、ヘビメレーテースがいたことが知られているが (*IG.* XII. 8. 4; 5) この役人がアテーナイから派遣された役人 (*ephoroi*) と同一視されるかどうかは、分からな。

(16) *IG.* II² 1672.

(17) *Wagner, op. cit.*, 60.

(18) *Aristot.* *Æθ. pol.* 61. 6; *Demosth.* IV. 27.

おわりに

以上の考察から得られた三つの結果を総合して、結論に換えたい。レームノス、イムプロス、スキュロスとアテーナイとの関係史は、非常に長く、約七〇〇年間続くが、始めの二〇〇年間の歴史は、市民権、及び、領域観念を指標として、以下の四時期に時代区分することができる。

「1」ポリス期(前五〇五〜四一三年)・・レームノス、イムプロスは、ファイライダイ家のミルテイアデースが、前五〇五年頃、両島に及んだペルシアの脅威に乗じて、非ギリシア人である先住民ペラスゴイ人を、全て排除した後、アテーナイからの植民者たちによって、建設された。植民者は、自らをレームノス人(あるいは、ヘーフアイステイア人、シユリ

ナ人）、イムブロス人と名乗り、独自の市民権、独自の軍隊を持ち、領土も、島に住む者たちのものであった。従って、レームノス、イムブロスは、この時期、自治独立の完全なポリスを形成していた。

〔2〕領土なきポリス期（前四一三〜四〇四年）…前四一三年のシケリア遠征失敗の後、戦争遂行、財政立て直しのため、アテーナイの植民市は、アテーナイの領域の外に存在する領土「アポイキア」と内に存在する「クレールキア」とに分類、編成された。レームノス、イムブロスは、「クレールキア」に編成され、その領土がアテーナイのものとして接収された。しかし、植民者は、彼等自身の市民権を失わなかった。従って、この時、レームノス、イムブロスは、領土なきポリスとなった。スキュロスも同様に、この時「クレールキア」に編成されたが、スキュロスは、前四七五年頃、フィラタイ家のミルティアデースの子キモーンが、同島に及んだアムフィクテオニア会議の脅威に乗じて、ドロペス人を、全て排除した後、アテーナイからの植民者たちが移住し、アテーナイ人の植民市建設者を立てて、建設された時以來すでに、領土なきポリスを形成していた。

〔3〕ポリス期（前四〇四〜三九四年）…前四〇四年にペロポネネーソス戦争が終結した後、アッティカの外に住むアテーナイ人は全て帰国すべしという法令が出され、敗戦国アテーナイは、全ての植民市を喪失した。この時、レームノス、イムブロス、スキュロスの住民は、アテーナイ人ではなかつ

たので、彼等は島に留まり、自治独立を回復し、自らをミュリナ人等と名乗り、独自の市民権と領土と決議機関を持つ、完全なポリスに戻った。

〔4〕拡大アッティカ期（前三九四〜三一八年）…前三九四年頃から、レームノス、イムブロス、スキュロスは、再びアテーナイとの緊密な関係に復帰した。前三八六年の王の平和によって、三島がアテーナイのものとして承認されて以来、島の住民は、自らをアテーナイ人と名乗り、母市アテーナイ人も彼等を我々の市民と呼ぶようになった。領土は、島の住民のものではなく、アテーナイのものであり、「クテーマタ」と呼ばれ、アテーナイから定期的に派遣される役人によって統制された。しかし、島にはアテーナイのを小型にしたような決議機関が存在した。アテーナイ市民が住み、アテーナイの領土となった、レームノス、イムブロス、スキュロスもはや、かつての領土なきポリスではなく、むしろ、拡大したアッティカそのものであった。

レームノス、イムブロス、スキュロスの本質的特徴は、植民市の領土が当時のアテーナイ人によって、「エンクテーマタ」ではなく「クテーマタ」として認識されたということにあると言える。そして、三植民市にこの本質的特徴を付与した根本的な要因は、先住民の全てが排除され、先住民の共同体が完全に破壊された後に、植民市が建設されたという事情にあったと考えられる。従って、今まで仮にカテゴリーAと呼んできた植民市群を、以後便宜的に「クテーマタ型植民」

と呼ぶこととし、レームノス、イムブロス、スキュロスを、同様な形態の植民市分類の基本類型とする。この類型に従えば、ヘステイアイア、アイギーナ、サモス、サラミース、ボティダイア及びメロスも、「クテーマタ型植民」のカテゴリーに属すると考えられるが、これら残りの植民市に関する考察は、別の機会に譲るとして、ここで得られた結果は、今後試みられるであろう、カテゴリーBの実態研究との比較検討の材料となるであろう。

(広島大学大学院文学研究科)

Die Kolonien auf Lemnos, Imbros und Skyros

von Hiroshi Maeno

In diesem Papier wird es versucht werden, den Charakter der drei Kolonien auf den Inseln Lemnos, Imbros und Skyros, deutlich zu machen, die oft in den zeitgenössischen Texten als eine Gruppe zusammengeschrieben wurden. Dabei handelt es sich um zwei Punkten, also das Bürgerrecht der Kolonisten und die Zugehörigkeit des Territoriums. Es scheint, der Charakter der drei Kolonien in den folgenden vier Perioden unterschiedlich zu sein:

1) 505-413; Poleis-Periode:

Nach der Begründung war das Bürgerrecht der Kolonisten von Lemnos, Imbros und Skyros nicht mehr athenisch, sondern je lemnisch, imbrisch und skyrisch. Die Zugehörigkeit der Territorien von Lemnos und Imbros war je lemnisch und imbrisch. Die von Skyros war allerdings vermutlich athenisch.

2) 413-404; Poleis ohne Territorium-Periode:

Das Bürgerrecht von Lemnos, Imbros und Skyros war nach wie vor je lemnisch, imbrisch und skyrisch. Nach dem sizilianischen Zug war allerdings die Zugehörigkeit der Territorien von Lemnos und Imbros nicht mehr lemnisch und imbrisch, sondern athenisch.

3) 404-394; Poleis-Periode:

Nach dem Ende des peloponnesischen Krieges blieben die Kolonisten von den drei Inseln da und bekamen ihre Autonomie und Territorien zurück.

4) 394-318; Ausgedehnte Attika-Periode:

Nach dem Anfang des korinthischen Krieges wurde die alte enge Zusammenhang wiederhergestellt, die von dem Königsfrieden anerkannt wurde. Diesmal war aber die Zugehörigkeit der Territorien der drei Kolonien athenisch und das Bürgerrecht war auch athenisch.

Schluß ist daß drei Kolonien die typischen Beispiele von den *κτίματα*-Kolonien sind, die nach der völligen Austreibung der Vorbevölkerung und der Zerstörung ihrer Gemeinden begründet wurden, dessen Bürger und Territorium athenisch war und deswegen für athenische eigenen Außeneigentümer gehalten wurden.